

幼児教育・保育無償化実施事業費補助金交付要綱

31福保子保第2063号

令和元年8月16日

一部改正2福保子保第1584号

令和2年7月16日

第1 目的

この要綱は、平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知の別紙「安心こども基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）の別添28「幼児教育・保育無償化円滑化事業」に基づき、区市町村における幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、その実施に要する費用の一部を補助するために必要な事項を定め、幼児教育・保育の無償化を円滑に実施することを目的とする。

第2 補助対象事業

この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、運営要領別添28「幼児教育・保育無償化円滑化事業」に規定する事業とする。

第3 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、補助事業を実施するための経費で、別表1に定める経費とする。

第4 補助金の交付額

この補助金の交付額は、別表1に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第5 補助条件

この補助金は、東京都の予算の範囲内で交付するものとし、別記補助条件を付して交付するものとする。

第6 補助金の交付申請及び交付決定等

この補助金の交付申請等の手続は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) この補助金の交付申請は、別に定める期日までに様式第1号に関係書類を添えて行うこと。
- (2) この補助金の交付決定後、事情の変更等により申請の内容を変更するときは、別に定める期日までに様式第2号に関係書類を添えて行うこと。
- (3) 知事は、(1)及び(2)の規定による交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類

を審査の上、適当と認める場合は、第5の条件を付して補助金の交付を決定し、通知する。

第7 概算払

知事は、この補助金について必要があると認める場合においては、予算の範囲内において、概算払をすることができる。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別記 補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部又は一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 承認事項

区市町村長は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち、軽微なものについては報告をもって代えることができる。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 財産処分の制限

- (1) 区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。以下「財産処分制限期間」という。)に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を東京都に納付させることがある。

4 財産の管理

区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

5 補助事業の実施期間

補助事業は、事業実施年度の3月31日までに完了しなければならない。

6 事故報告等

区市町村長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及びその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

7 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、区市町村長に対しその遂行の状況に関し報告を求めることがある。

8 補助事業の遂行命令等

(1) 6及び7の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、知事は、区市町村長に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

(2) (1)の規定による命令に違反したときは、知事は、区市町村長に対し、補助事業の一部停止を命ずることがある。

9 実績報告

区市町村長は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は2の(3)の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に定める期日までに、様式第3号に関係書類を添えて、補助事業の実績を知事に報告しなければならない。

10 補助金の額の確定

知事は、9の規定による実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村長に通知する。

11 是正のための措置

(1) 知事は、10の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村長に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとることを命ずることができる。

(2) 9の規定は、(1)の規定による命令により必要な措置をした場合においても、これを行わなければならない。

12 決定の取消し

(1) 区市町村長が次のいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他の法令に基づく命令に違反したとき。

(2) (1)の規定は、10の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

1.3 補助金の返還

(1) 1又は12の規定により補助金の交付の決定が取り消された場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事は、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(2) 10の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超えた額についても同様とする。

1.4 違約加算金

12の規定により補助金の交付の決定が取り消され、その返還を命じられたときは、区市町村長は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

1.5 延滞金

区市町村長が補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

1.6 他の補助金等の一時停止

区市町村長が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、他の同種の事務又は事業について、交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額を相殺するものとする。

1.7 調書の作成、保管

区市町村長は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第4号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は財産処分制限期間に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

1 8 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

区市町村長は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

また、区市町村から知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を東京都に納付させることがある。

1 9 雑則

補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるところによるものとする。

別表 1

| 1 区分 | 2 補助基準額 | 3 対象経費 | 4 補助率 |
|---------------------|--|---|-------|
| 幼児教育・保育 無償化円滑化事業 | 基礎額(150万円) + 住民基本台帳に基づく人口(※) × 254円) から令和2年度以降の補助事業の交付額を差し引いた額 | <p>区市町村における令和2年度における幼児教育・保育の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費、令和3年度から令和5年度における認可外保育施設の無償化の実施に当たって必要となる事務及びシステム改修等に要する経費のうち、以下の対象経費</p> <p>(対象経費)</p> <p>超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、給料及び超過勤務手当以外の諸手当(会計年度任用職員及び臨時的任用職員(臨時の職に関する場合に限る。以下同じ。))に関するものに限る。)、報酬、職員旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告費、手数料等)、共済費(会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。)、報償費、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費(システム改修等に関するものに限る。)、備品購入費(システム改修等に関するもの以外は取得価格10万円未満のものに限る。)、負担金(システム改修等に関する共同開発によるものに限る。)</p> | 10/10 |

※ 平成31年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口